

# 自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日金融庁告示第7号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、として、当事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）及び前事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

## 【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

## 【連結自己資本比率】

（単位：百万円）

項 目	平成31年3月31日	令和2年3月31日
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	118,596	119,952
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,153	56,155
うち、利益剰余金の額	64,384	65,703
うち、自己株式の額(△)	272	235
うち、社外流出予定額(△)	1,669	1,670
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	864	△191
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	864	△191
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	294	311
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,897	2,571
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,897	2,571
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,041	796
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	209	171
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	122,902	123,613
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,397	1,657
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,397	1,657
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	82	90
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,480	1,747
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	121,422	121,866
<b>リスク・アセット (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,194,824	1,190,398
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,314	1,770
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,314	1,770
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	56,992	54,538
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,251,816	1,244,937
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.69%	9.78%

## 【単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項 目	平成31年3月31日	令和2年3月31日
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	117,964	119,681
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,153	56,155
うち、利益剰余金の額	63,752	65,432
うち、自己株式の額(△)	272	235
うち、社外流出予定額(△)	1,669	1,670
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	294	311
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,695	2,523
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,695	2,523
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,041	796
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	120,996	123,312
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,344	1,632
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,344	1,632
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,344	1,632
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	119,652	121,680
<b>リスク・アセット (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,189,498	1,182,321
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,314	1,770
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,314	1,770
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	56,634	54,215
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,246,133	1,236,537
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.60%	9.84%

【定性的な開示事項】（連結・単体）

以下、「1. 連結の範囲に関する事項」から「10. 金利リスクに関する事項」までの開示内容について、特に記載がない場合は前決算期との相違はありません。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた理由  
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ①連結子会社の数  
連結される子会社 2社
- ②連結子会社の名称及び主要な業務  
・東和カード株式会社（クレジットカード業務）  
・東和銀リース株式会社（リース業務）

(注) 平成31年3月期は「東和信用保証株式会社（信用保証業務）」が連結子会社に含まれておりましたが、令和2年2月28日付で全株式を譲渡したため、

令和2年3月期は対象外となっています。

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称・貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容の割合連結方式を適用している金融関連法人はございません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
対象となる会社はございません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特設  
ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

平成30年度（平成31年3月31日）

発行主体	株式会社 東和銀行				東和カード株式会社 普通株式 (非支配株主持分)	東和銀リース株式会社 普通株式 (非支配株主持分)
	資本調達手段の種類	普通株式	第二種優先株式	新株予約権		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率 単体自己資本比率	102,115百万円 101,620百万円	(注) 15,000百万円 (注) 15,000百万円	294百万円 294百万円	105百万円	103百万円
配当率		—	12ヶ月TIBOR+1.15%	—	—	—
償還期限	有無 日付	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
償還を可能とする特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無 概要	無 —	有 平成22年12月29日から令和6年12月28日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	無 —	無 —	無 —
元本の削減に係る特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —

(注) 平成30年5月11日付で第二種優先株式200億円を自己株式として取得後、消却を実施いたしました。

令和元年度（令和2年3月31日）

発行主体	株式会社 東和銀行				東和カード株式会社 普通株式 (非支配株主持分)	東和銀リース株式会社 普通株式 (非支配株主持分)
	資本調達手段の種類	普通株式	第二種優先株式	新株予約権		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率 単体自己資本比率	106,382百万円 106,368百万円	15,000百万円 15,000百万円	311百万円 311百万円	88百万円	83百万円
配当率		—	12ヶ月TIBOR+1.15%	—	—	—
償還期限	有無 日付	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
償還を可能とする特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無 概要	無 —	有 平成22年12月29日から平成36年12月28日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	無 —	無 —	無 —
元本の削減に係る特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確保しております。

また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の集中度に応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン（MDY）、スタンダード&プアーズ（S&P）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を採用しています。

## 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っています。そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

## 6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式<sup>(注)</sup>により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。

当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と同様に市場リスク及び信用リスクが存在します。なお、当行は再証券化商品を保有していません。

### (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の管理については、資金運用部において、裏付資産の状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリスク管理を行っています。

### (3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

「外部格付準拠方式」を採用しています。

### (4) 証券化取引に関する会計方針

当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っています。

### (5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン（MDY）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を採用しています。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています。

主管部である事務統括システム部においては、事務リスク及びシステムに関する事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」<sup>(注)</sup>を採用しています。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

## 9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク（VaR）<sup>(注)</sup>によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

## 10. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理する市場リスクの一つとして、金利リスクがあります。金利リスクとは、市場等における金利の変動により、保有する資産・負債の経済価値が変動し損失を被るリスクのことです。当行では、金利リスクを適切にコントロールするためにベース・ポイント・バリュエーション（BPV）<sup>(注)</sup>やバリュエーション・アット・リスク（VaR）によるリスクの計量化を行い、算出された金利リスク量の状況について、適時モニタリングを行っています。また、市場運営方針や業務計画に合致した市場リスク水準を検討し、自己資本の一部をリスク量の上限として割り当てる資本配賦を実施しており、金利リスクを含めた市場リスク量合計が自己資本の範囲内に収めることを基本方針として、運営しています。

統合リスク管理部は、日次で市場リスク量を計測し、関係各部に周知させるとともに、毎月の資金管理部（常務会）において経営陣に市場リスク状況について報告しております。資金管理部では、市場リスク量が当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、保有する市場リスクの状況を分析し、リスクテイク方針や、必要に応じてヘッジ手法等について検討を行い、市場リスクの適切なコントロールに努めております。

(注) BPV…全ての期間の金利が一定量変化した場合の時価損益変動額

### (2) 金利リスク算定方法の概要

#### ① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NI並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

ア. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
令和2年3月31日基準においては、4.73年としております。

イ. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
10年としております。

ウ. 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提  
当行が内部管理として活用している内部モデルにより保守的に推計した将来の流動性預金最低残高を滞留部分とし、期落額のうち市場金利非追随部分に相当する額を各期間の満期に割当てております。

エ. 固定性金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定性金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、保守的な前提に基づく返済率、解約率を適用し、金利ショックシナリオに応じて変化すると想定しております。

オ. 複数の通貨の集計方法及びその前提  
当行保有資産及び負債に占める外貨の比率は低く、金利リスクへの影響が軽微であることから、集計対象とする外貨は米ドルのみとし、 $\Delta$ EVEが正（経済価値が減少する）となる通貨のみを単純合算しております。

カ. スプレッドに関する前提

スプレッドとその変動は考慮していません。

キ. 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当行は、流動性預金の金利リスク量算出に際し、内部モデルの使用を前提としており、内部モデルの推計結果によっては、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIが大きく変動することがあります。

ク. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEに使用する割引金利の算出方法を変更したことにより貸出資産の金利リスクが減少、また、流動性預金の安定的な増加によりコア預金残高が増加し残存期間も伸長したことから、前事業年度末比で $\Delta$ EVEは減少しました。

ケ. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
 $\Delta$ EVEは閾値であるコア資本の20%以内であり、問題ない水準となっております。

なお、当行連結子会社については、当行と比較して資産及び負債の額が非常に少なく、金銭感度も低いことから、重要性の観点により計測対象外としております。

② 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

ア. 金利ショックに関する説明  
開示対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NI以外の金利リスク計測に用いる金利ショックとしては、主に10BPVを基準として管理、また、ストレス・テストにおいては、ストレス・シナリオ毎に過去データに基づく金利ショック幅を適用し、内部管理に活用しております。

イ. 金利リスク計測の前提及びその意味  
主に債券投資における金利リスクを管理対象とし、その他の資産及び負債についてはバリュエーション・アット・リスク（VaR）として市場リスク量を管理しております。

## 【定量的な開示事項】連結（平成31年3月期及び令和2年3月期）

1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(連結)

(単位：百万円)

項 目	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	1,194,824	47,792	1,190,398	47,615
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,194,581	47,783	1,190,118	47,604
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	428	17	375	15
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	98	3	110	4
9. 我が国の政府関係機関向け	12,138	485	12,006	480
10. 地方三公社向け	37	1	37	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,110	284	7,637	305
12. 法人等向け	720,785	28,831	728,822	29,152
13. 中小企業等向け及び個人向け	206,110	8,244	216,803	8,672
14. 抵当権付住宅ローン	71,208	2,848	68,282	2,731
15. 不動産取得等事業向け	36,511	1,460	30,731	1,229
16. 三月以上延滞等	3,859	154	3,922	156
17. 取立未済手形	18	0	20	0
18. 信用保証協会等による保証付	7,782	311	8,264	330
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	5,460	218	7,350	294
（うち出資等のエクスポージャー）	5,460	218	7,350	294
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	72,122	2,884	67,044	2,681
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの）	22,632	905	17,561	702
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	49,489	1,979	49,483	1,979
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	9,680	387	10,655	426
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	29,193	1,167	16,500	660
（うちリスク・スルー方式）	29,193	1,167	16,500	660
（うちマンドート方式）	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	2,314	92	1,770	70
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	—	—	—	—
オフ・バランス取引等	9,723	388	9,781	391
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	242	9	280	11
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	56,992	2,279	54,538	2,181
総所要自己資本額		50,072		49,797

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

3. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結)

(単位：百万円)

	平成31年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (注)			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
国内	2,012,222	1,439,821	571,305	1,095
国外	51,410	3,343	48,067	—
地域別合計	2,063,633	1,443,164	619,373	1,095
製造業	221,455	172,809	48,641	4
農業、林業	3,915	3,915	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	183	183	—	—
建設業	86,828	81,246	5,582	—
電気・ガス・熱供給・水道業	26,956	15,121	11,834	—
情報通信業	25,189	20,912	4,276	—
運輸業、郵便業	55,951	47,799	8,151	—
卸売業、小売業	122,525	100,229	22,295	0
金融業、保険業	86,445	37,373	47,981	1,090
不動産業、物品賃貸業	252,752	232,262	20,490	—
各種サービス業	166,802	157,442	9,359	—
国・地方公共団体	560,930	220,839	340,091	—
その他	453,697	353,029	100,668	—
業種別計	2,063,633	1,443,164	619,373	1,095

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (注)			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
国内	1,982,234	1,462,949	518,138	1,146
国外	37,431	2,327	35,104	—
地域別合計	2,019,666	1,465,277	553,242	1,146
製造業	211,030	171,352	39,677	1
農業、林業	3,773	3,773	—	—
漁業	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	189	189	—	—
建設業	87,550	80,654	6,896	—
電気・ガス・熱供給・水道業	26,644	16,455	10,188	—
情報通信業	24,935	20,665	4,270	—
運輸業、郵便業	54,169	48,387	5,781	—
卸売業、小売業	127,201	105,938	21,261	1
金融業、保険業	84,227	34,895	48,187	1,144
不動産業、物品賃貸業	264,719	240,385	24,334	—
各種サービス業	169,879	161,003	8,876	—
国・地方公共団体	516,100	223,911	292,189	—
その他	449,241	357,662	91,579	—
業種別計	2,019,666	1,465,277	553,242	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(連結)

(単位：百万円)

	平成31年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (注)			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
1年以下	444,361	357,966	85,300	1,094
1年超3年以下	320,507	244,252	76,254	0
3年超5年以下	245,516	164,075	81,441	—
5年超7年以下	197,390	131,778	65,611	—
7年超10年以下	204,422	149,380	55,041	—
10年超	597,218	382,576	214,642	—
期間の定めのないもの	54,150	13,068	41,081	—
その他	65	65	—	—
残存期間別合計	2,063,633	1,443,164	619,373	1,095

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	令和2年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (注)			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
1年以下	404,018	367,480	35,390	1,146
1年超3年以下	326,043	242,324	83,718	—
3年超5年以下	279,933	187,354	92,579	—
5年超7年以下	167,302	124,827	42,475	—
7年超10年以下	210,090	147,388	62,702	—
10年超	592,622	384,093	208,529	—
期間の定めのないもの	39,619	11,773	27,845	—
その他	35	35	—	—
残存期間別合計	2,019,666	1,465,277	553,242	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結)

(単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
国内	3,809	3,928
国外	—	—
地域別合計	3,809	3,928
製造業	521	459
農業、林業	—	7
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	726	672
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	1	23
運輸業、郵便業	61	40
卸売業、小売業	353	405
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	734	687
各種サービス業	411	629
地方公共団体	—	—
その他	999	1,002
業種別計	3,809	3,928

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成31年3月31日	2,189	△292	1,897
	令和2年3月31日	1,897	674	2,571
個別貸倒引当金	平成31年3月31日	4,323	△1,255	3,067
	令和2年3月31日	3,067	233	3,300
合計	平成31年3月31日	6,513	△1,548	4,964
	令和2年3月31日	4,964	907	5,872

- (注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。  
 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。  
 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

## 業種別

(連結) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成31年3月31日	令和2年3月31日
製造業	630	774
農業、林業	2	2
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	83	102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	17	20
運輸業、郵便業	70	84
卸売業、小売業	251	377
金融業、保険業	2	2
不動産業、物品賃貸業	401	436
各種サービス業	1,119	1,364
地方公共団体	—	—
その他	488	136
合計	3,067	3,300

## (3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成31年3月31日	令和2年3月31日
製造業	262	505
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,852	1,500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	15	25
卸売業、小売業	365	555
金融業、保険業	599	—
不動産業、物品賃貸業	78	128
各種サービス業	724	81
地方公共団体	—	—
その他	109	69
合計	4,007	2,867

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結) (単位：百万円)

	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	606,532	1,088	637,227
10%	—	200,501	—	205,042
20%	89,265	187	95,568	187
35%	—	203,451	—	195,091
50%	0	745	3	856
75%	—	274,813	—	289,071
100%	—	859,597	—	847,171
150%	—	1,578	—	1,599
250%	—	9,053	—	7,024
1250%	—	—	—	—
合計	89,265	2,156,461	96,660	2,183,271

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

## 5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

## 派生商品取引のクロス再構築コストの額及び与信相当額

当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

## 7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

## (1) 貸借対照表計上額及び時価

(連結) (単位：百万円)

	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	11,639	—	10,913	—
上記に該当しない出資等	7,070	—	8,788	—
合計	18,710	18,710	19,702	19,702

## (2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
売却損益額	757	492
償却額	70	812

## (3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額、連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	2,773	2,239
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(連結) (単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
ルック・スルー方式	29,193	16,500
マンドート方式	—	—
蓋然性方式250%	—	—
蓋然性方式400%	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	29,193	16,500

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
2. 「マンドート方式」とは、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
5. 「フォールバック方式」とは、上記1～4の方式が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

## 9. 金利リスクに関する事項

(連結) (単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		平成31年3月31日	令和2年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
1	上方パラレルシフト	19,780	9,547		2,030
2	下方パラレルシフト	—	—		6,643
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,780	9,547		6,643
		ホ		ヘ	
		平成31年3月31日		令和2年3月31日	
8	自己資本の額	121,422		121,866	

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のハ欄は、「開示告示」別紙様式第11号の2の経過措置に係る注意書きにより記載していません。

## 【定量的な開示事項】単体（平成31年3月期及び令和2年3月期）

## 1. 自己資本の充実に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	1,189,498	47,579	1,182,321	47,292
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,189,256	47,570	1,182,041	47,281
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	428	17	375	15
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	98	3	110	4
9. 我が国の政府関係機関向け	12,138	485	12,006	480
10. 地方三公社向け	37	1	37	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,246	289	7,628	305
12. 法人等向け	724,460	28,978	731,942	29,277
13. 中小企業等向け及び個人向け	206,037	8,241	216,739	8,669
14. 抵当権付住宅ローン	71,208	2,848	68,282	2,731
15. 不動産取得等事業向け	36,511	1,460	30,731	1,229
16. 三月以上延滞等	3,827	153	3,921	156
17. 取立未済手形	18	0	20	0
18. 信用保証協会等による保証付	7,782	311	8,264	330
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	5,314	212	7,350	294
（うち出資等のエクスポージャー）	5,314	212	7,350	294
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	63,240	2,529	55,927	2,237
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの）	22,632	905	17,561	702
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	40,607	1,624	38,366	1,534
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	9,680	387	10,655	426
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	29,193	1,167	16,500	660
（うちリック・スルー方式）	29,193	1,167	16,500	660
（うちマンドレート方式）	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	2,314	92	1,770	70
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	—	—	—	—
オフ・バランス取引等	9,718	388	9,776	391
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	242	9	280	11
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	56,634	2,265	54,215	2,168
総所要自己資本額		49,845		49,461

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(単体)

(単位：百万円)

	平成31年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	2,015,680	1,442,309	572,275	1,095
国外	51,410	3,343	48,067	—
地域別合計	2,067,091	1,445,652	620,342	1,095
製造業	221,444	172,809	48,630	4
農業、林業	3,915	3,915	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	183	183	—	—
建設業	86,828	81,246	5,582	—
電気・ガス・熱供給・水道業	26,956	15,121	11,834	—
情報通信業	25,160	20,912	4,247	—
運輸業、郵便業	55,951	47,799	8,151	—
卸売業、小売業	122,521	100,229	22,291	0
金融業、保険業	87,684	37,599	48,995	1,090
不動産業、物品賃貸業	255,202	234,712	20,490	—
各種サービス業	166,802	157,442	9,359	—
国・地方公共団体	560,930	220,839	340,091	—
その他	453,510	352,842	100,668	—
業種別計	2,067,091	1,445,652	620,342	1,095

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,985,209	1,465,890	518,172	1,146
国外	37,431	2,327	35,104	—
地域別合計	2,022,641	1,468,218	553,276	1,146
製造業	211,020	171,352	39,666	1
農業、林業	3,773	3,773	—	—
漁業	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	189	189	—	—
建設業	87,550	80,654	6,896	—
電気・ガス・熱供給・水道業	26,644	16,455	10,188	—
情報通信業	24,906	20,665	4,241	—
運輸業、郵便業	54,169	48,387	5,781	—
卸売業、小売業	127,197	105,938	21,256	1
金融業、保険業	84,499	35,131	48,223	1,144
不動産業、物品賃貸業	267,611	243,235	24,376	—
各種サービス業	169,879	161,003	8,876	—
国・地方公共団体	516,100	223,911	292,189	—
その他	449,096	357,518	91,578	—
業種別計	2,022,641	1,468,218	553,276	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(単体)

(単位：百万円)

	平成31年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	447,037	360,642	85,300	1,094
1年超3年以下	320,507	244,252	76,254	0
3年超5年以下	245,516	164,075	81,441	—
5年超7年以下	197,390	131,778	65,611	—
7年超10年以下	204,412	149,370	55,041	—
10年超	597,218	382,576	214,642	—
期間の定めのないもの	55,007	12,956	42,051	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	2,067,091	1,445,652	620,342	1,095

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単体)

(単位：百万円)

	令和2年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	407,103	370,566	35,390	1,146
1年超3年以下	326,043	242,324	83,718	—
3年超5年以下	279,933	187,354	92,579	—
5年超7年以下	167,302	124,827	42,475	—
7年超10年以下	210,080	147,378	62,702	—
10年超	592,622	384,093	208,529	—
期間の定めのないもの	39,553	11,674	27,879	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	2,022,641	1,468,218	553,276	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単体)

(単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
国内	3,729	3,880
国外	—	—
地域別合計	3,729	3,880
製造業	521	459
農業、林業	—	7
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	726	672
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	1	23
運輸業、郵便業	61	40
卸売業、小売業	353	405
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	734	687
各種サービス業	411	629
地方公共団体	—	—
その他	919	955
業種別計	3,729	3,880

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高			当期増減額			期末残高		
	平成31年3月31日	令和2年3月31日	増減	平成31年3月31日	令和2年3月31日	増減	平成31年3月31日	令和2年3月31日	増減
一般貸倒引当金	1,954	1,695	△259	△259	827	568	1,695	2,523	827
個別貸倒引当金	3,885	2,622	△1,262	△1,262	572	690	2,622	3,195	572
合計	5,840	4,318	△1,522	△1,522	1,400	290	4,318	5,718	1,400

- (注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。  
2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。  
3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

## 業種別

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成31年3月31日	令和2年3月31日
製造業	619	767
農業、林業	2	2
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	83	102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	17	20
運輸業、郵便業	70	84
卸売業、小売業	248	374
金融業、保険業	2	2
不動産業、物品賃貸業	401	436
各種サービス業	1,113	1,358
地方公共団体	—	—
その他	63	46
合計	2,622	3,195

## (3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成31年3月31日	令和2年3月31日
製造業	262	505
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,852	1,500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	15	25
卸売業、小売業	365	555
金融業、保険業	599	—
不動産業、物品賃貸業	78	128
各種サービス業	724	81
地方公共団体	—	—
その他	25	50
合計	3,922	2,848

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	606,531	1,088	637,227
10%	—	200,501	—	205,042
20%	89,218	187	95,522	187
35%	—	203,451	—	195,091
50%	0	744	3	854
75%	—	274,716	—	288,985
100%	—	853,710	—	839,168
150%	—	1,561	—	1,599
250%	—	9,053	—	7,024
1250%	—	—	—	—
合計	89,218	2,150,457	96,613	2,175,180

## 3. 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー <sup>(注)</sup>	17,950	17,454
保証又はクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	2,094	1,277

(注) 預金担保、国債担保が該当

## 4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

## 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
グロス再構築コストの額	588	745
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	1,095	1,146
派生商品取引	1,095	1,146
外国為替関連取引	888	887
金利関連取引	—	—
その他取引	120	131
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	1,095	1,146

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

## (1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## (2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

## ① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区分	平成31年3月31日	令和2年3月31日
住宅ローン債権	17,545	20,517
クレジットカード与信・割賦債権	11,555	14,767
オートローン債権	18,151	18,535
リース料債権	175	677
その他貸付債権	3,419	1,011
合計	50,846	55,508

②投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体) (単位：百万円)

区分	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
15～20%	50,846	406	55,508	444
20～50%	—	—	—	—
50～100%	—	—	—	—
100～1250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	50,846	406	55,508	444

(注) 1. 所要自己資本額=リスクアセット×4%  
2. 全額オン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。

③自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。

④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単体) (単位：百万円)

	平成31年3月31日		令和2年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	11,601		10,883	
上記に該当しない出資等	8,044		8,827	
合計	19,646	19,646	19,710	19,710

(2) 出資又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
売却損益額	752	492
償却額	70	812

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	2,739	2,214
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項  
(単体) (単位：百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
ルック・スルー方式	29,193	16,500
マンドート方式	—	—
蓋然性方式250%	—	—
蓋然性方式400%	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	29,193	16,500

(注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。  
2. 「マンドート方式」とは、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。  
3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
5. 「フォールバック方式」とは、上記1～4の方式が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

8. 金利リスクに関する事項

(単体) (単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		平成31年3月31日	令和2年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
1	上方パラレルシフト	19,780	9,547		2,030
2	下方パラレルシフト	—	—		6,643
3	スティーブ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,780	9,547		6,643
		ホ		ヘ	
		平成31年3月31日		令和2年3月31日	
8	自己資本の額	119,652		121,680	

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のハ欄は、「開示告示」別紙様式第11号の2の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。

## 【報酬等に関する開示事項】

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

## (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

## ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

## ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

## (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社又は銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

## (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

## (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループ業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

## (2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

取締役の役員報酬は、指名報酬委員会で審議し、客観性を確保するため、第三者機関である外部評価委員会より妥当性について評価・助言を受け、報酬限度額の範囲において、取締役会で決定しております。また、監査役の役員報酬は、外部評価委員会の評価・助言を受け、報酬限度額の範囲内において、監査役会で決定しております。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

## (1) 報酬等に関する方針について

## ① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、役員の報酬等の構成を

- ・基本報酬
  - ・株式報酬型ストックオプション
- としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的発展を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

報酬の決定にあたっては、指名報酬委員会で審議し、第三者機関である外部評価委員会より妥当性について評価・助言を受け、役員報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内

で、取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

## 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

区分	人数	固定報酬の総額				変動報酬の総額				退職慰労金	その他
		報酬等の総額(百万円)	基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他	基本報酬	賞与	その他			
対象役員(除く社外役員)	7	164	164	141	23	-	-	-	-	-	-

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社 東和銀行 第1回新株予約権	平成22年8月4日から 令和17年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第2回新株予約権	平成23年8月13日から 令和18年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第3回新株予約権	平成24年8月4日から 令和19年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第4回新株予約権	平成25年8月3日から 令和20年8月2日まで
株式会社 東和銀行 第5回新株予約権	平成26年8月7日から 令和21年8月6日まで
株式会社 東和銀行 第6回新株予約権	平成27年8月7日から 令和22年8月6日まで
株式会社 東和銀行 第7回新株予約権	平成28年8月13日から 令和23年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第8回新株予約権	平成29年8月11日から 令和24年8月10日まで
株式会社 東和銀行 第9回新株予約権	平成30年8月11日から 令和25年8月10日まで
株式会社 東和銀行 第10回新株予約権	令和元年8月10日から 令和26年8月9日まで

## 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。